

令和7年4月30日

区内介護サービス事業所 管理者様
各事業所運営法人 代表者様

品川区福祉部高齢者福祉課長 菅野 令子

令和7年度 品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の 支給に係る補助事業の実施について

日頃から品川区介護保険事業および区内高齢者等の支援施策等に特段のご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和6年度に引き続き、慢性的な介護職員不足の要因の一つである給与等処遇の課題に対し、居住支援手当を支給することで職員の定着を支援し、要介護高齢者へのサービス提供体制基盤の安定化に繋げることに資するための補助事業を実施します。

つきましては、詳細内容および手続き等について、別紙資料をご確認のうえ、本補助事業をご活用いただきたくお願い申し上げます。

本通知は、各対象サービス事業所あてに送付しておりますが、申請は運営法人とさせていただきますので、運営法人ご担当者様とも共有していただきますようお願いいたします。

1. 事業概要 別添「事業説明資料」を参照ください。
2. 申請書類 別添「申請の手引き」を参照のうえ、必要な書類を電子データで提出してください。詳細は手引きをご参照ください。
3. 提出期限 令和7年7月31日（木）
4. 注意事項
 - ・補助要件等については、別添「品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱」をご確認ください。
 - ・「交付決定通知書」は審査完了後順次郵送します。なお、補助金の支給については8月より順次開始する予定です。詳細については別途通知予定です。
 - ・申請内容に変更が生じた場合は、変更申請を行ってください。変更申請の手続き等については別途通知します。
 - ・本事業に関する疑義は別添「FAQ一覧表」をご確認ください。その他疑義がある場合は、下記担当まで電子メールにてご照会ください。また、照会の際は「件名」に「品川区居住支援手当についての照会」と明記していただくようお願いいたします。

担当： 高齢者福祉課介護人材確保定着支援担当 鳥海・道上
eメール： chiikihoukatsu@city.shinagawa.tokyo.jp